

会員入退会取扱要領

(目的)

第1条 公益社団法人日野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第6条、第8条及び第10条の規定に基づく会員の入退会及び資格喪失に関して必要な事項を定める。

(入会申込手続)

第2条 センターの正会員又は特別会員（以下、「正特会員」という。）及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書（第1号様式）を提出しなければならない。その際には、生年月日及び住所を確認できる書類を提示するものとする。

2 賛助会員になろうとする団体は、前項の入会申込書に定款及び登記事項証明書等を添付するものとする。

3 会長が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

(入退会の可否)

第3条 センターへの入退会の可否は、次に掲げる基準にもとづき、理事会において決定する。

(1) 入会申込書及び添付された関係書類等から、センターの定款第5条各号の要件を満たし、会員としてふさわしいと認められる個人又は団体であること。

(2) 契約及び仕事の遂行に関して十分な能力を有し、成年被後見人又は被保佐人あるいは被補助人でないこと。

(3) 反社会的な活動を行なう団体又はその構成員あるいはこれに準ずる者でないこと。

(4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号から第5号に該当する者でないこと

2 会長は、理事会において入会の可否が決定されたときは、入会決定通知書（第2号様式）により、入会申込者に通知するものとする。

(再入会)

第4条 以前にセンターの会員であった者から再び入会申込みがあった場合には、前条のほか、次の各号によるものとする。

(1) 以前に会員であった者が再入会を希望する場合には、入会申込書に過去の入会歴及び退会理由を記載して提出しなければならない。

(2) 退会が、除名又は会長からの退会勧告によるものであった場合には、原則として再入会を認めないものとする。

(3) 以前の退会の際に未納の会費がある場合には、これを納入しなければ再入会を認めないものとする。

2 他のシルバー人材センター会員であった者が入会しようとする場合には、前項第1号および第2号

を準用する。

(会員名簿)

第5条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第3号）に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第6条 会費の金額、納期等については、総会で定める会費規程によるものとする。

(退会)

第7条 会員は、定款第8条により、退会届（第4号様式）を提出して任意に退会することができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要領は、公益社団法人日野市シルバー人材センターの設立の登記の日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。